

別紙

諮問第1038号

答 申

1 審査会の結論

「上告受理申立について」ほか2件を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「東京高等裁判所平成〇〇年（〇〇）第〇号〇〇事件平成〇〇年〇月〇日判決を不服として最高裁判所に上告受理申立てすることを決裁した文書、および、同上告受理申立て事件について裁判所から受けた内容が分かる文書一式（供覧文書等を含む。）」の開示請求に対し、東京都固定資産評価審査委員会が平成28年7月6日付けで行った一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書及び意見書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

ア 審査請求書

非開示情報について再考を求める。訴訟事件が特定されることでどのように被上告人の競争上または事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるか不明である。判決言渡日や裁判所書記官名を公にするとどのようにして訴訟事件を特定できるかも不明である。

イ 意見書

(ア) 処分庁は、理由説明書で、非開示理由に条例7条6号に該当するとの主張

をしている。後になってから非開示理由を追加するということは、開示決定時に十分に開示非開示の審査をしていないことの表れである。

また、条例7条6号の規定を適用するには、事務又は事業の適正な遂行にどのような支障をきたすのかを、個別具体的に示す必要があるが、処分庁の理由説明書には一般的抽象的なおそれしか書かれていない。

(イ) 本件文書は民事訴訟法91条の規定により公にされているため、条例7条3号及び6号の非開示情報に該当することはない。最高裁判所ホームページにおいて、当該判決が掲載されている。事件番号、判決言渡日（原審を含む）、登録価格等の情報を最高裁判所が開示している。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

(1) 事件番号、判決言渡日、裁判所支部名称、裁判所書記官名、裁判所電話番号及びFAX番号について

東京都固定資産評価審査委員会を当事者とする本件裁判では、原告が所有する家屋の登録価格の当否が争われており、当該裁判において提出された主張書面や証拠等の訴訟記録には、当然に原告の名称や住所だけでなく、原告の所有する家屋の名称、所在地、床面積、登録価格、税額、構造、竣工図等の情報が記載されている。

そして、これらの情報は、原告である当該法人の経営方針に直結する内部情報というべきものであって、当該法人が本来の事業活動を行う上で、広く一般に公にしている情報とは認められない。

一方で、民事訴訟法91条1項は、「何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる。」と規定し、訴訟の当事者でなくとも記録の閲覧を認めているが、訴訟記録の閲覧に当たっては、閲覧を希望する訴訟事件を特定することが事実上要請されており、広く一般の者にまで裁判所が、無条件に訴訟記録の閲覧を認めている訳ではない。

そうすると、対象公文書に記載された事件番号、又は判決言渡日、裁判所支部名称、裁判所書記官名、裁判所電話番号及びFAX番号については、訴訟事件を特定し、又

はこれらの情報を組み合わせることで訴訟事件の特定がなされる可能性が高い情報であることから、これらの情報を公にすることにより、裁判所において訴訟記録の閲覧が可能となり、その結果、当該法人が原告であることや当該法人の内部情報ともいふべき所有財産に係る情報が明らかになるなど、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるべきものである（条例7条3号該当）。

さらに、同非開示部分については、条例7条6号に該当するものとして、以下のとおり、非開示理由を追加する。

既に述べたとおり、本件裁判において提出された主張書面や証拠等の訴訟記録には、原告の所有する家屋の名称、所在地、床面積、登録価格、税額、構造、竣工図等の情報が記載されており、これらの情報はまた、固定資産税の課税のため、地方税法（昭和25年法律第226号）353条に規定する質問検査権を行使するなどの方法により、納税者から収集した税務情報でもある。

そうすると、対象公文書に記載された事件番号、判決言渡日、裁判所支部名称、裁判所書記官名、裁判所電話番号及びFAX番号を公にすることにより、訴訟事件の特定がなされ、裁判所において訴訟記録の閲覧が可能となることから、結果として、当該訴訟記録に記載された税務調査により収集した情報を公にすることとなる。

そして、税務調査により収集した情報を公にすることは、納税者の税務行政に対する信頼を損ない、税務調査において任意の協力が得られなくなるなど、今後の課税徴収事務の適正な遂行に支障を来たすおそれがあると認められ、条例7条6号に該当すべきものである。

（2）原告の名称、住所及び同代表者代表理事氏名について

対象公文書に記載されたこれらの情報は、公にすることにより、当該法人が原告であることや当該法人が本件家屋の所有者であることが明らかになるなど、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるべきものである（条例7条3号該当）。

さらに、条例7条6号に該当するものとして、次のとおり、非開示理由を追加する。

対象公文書に記載された、「原告の名称、住所及び同代表者代表理事氏名」は、固定資産税を課税するための基本となる情報であって、税務調査により収集した「本件家屋の名称、所在地、家屋番号、床面積、登録価格」の情報と一体となって、「誰が、

どのような財産を所有しているのか」という、通常、第三者は知り得ない税務情報を構成するものであるから、これらを公にすることにより、納税者の税務行政に対する信頼を損ない、税務調査において任意の協力が得られなくなるなど、今後の課税徴収事務の適正な遂行に支障を来たすおそれがあると認められ、条例7条6号に該当すべきものである。

(3) 本件家屋の名称、所在地、家屋番号、床面積、登録価格について

対象公文書に記載されたこれらの情報は、公にすることにより、当該法人の内部情報ともいふべき所有財産に係る情報が明らかになるなど、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるべきものである（条例7条3号該当）。

また、これらの情報は、税務調査により収集した情報であって、公にすることにより、納税者の税務行政に対する信頼が損なわれ、税務調査において任意の協力が得られないなど、今後の課税徴収事務の適正な遂行に支障を来たすおそれがあると認められるべきものである（条例7条6号該当）。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成28年 11月7日	諮問
平成29年 8月15日	実施機関から理由説明書收受
平成29年 8月25日	実施機関から補充理由説明書收受
平成29年 8月28日	新規概要説明（第181回第一部会）

平成29年 8月28日	審査請求人から意見書收受
平成29年 9月27日	審議（第182回第一部会）
平成29年10月31日	審議（第183回第一部会）
平成29年11月22日	審議（第184回第一部会）

（2）審査会の判断

審査会は、審査請求の対象となった公文書並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 東京都固定資産評価審査委員会について

固定資産評価審査委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）180条の5第3項及び地方税法423条1項に基づき設置され、固定資産税の納税者は、固定資産課税台帳に登録された価格（評価額）に不服がある場合には、同委員会に審査の申出をすることができる。

東京都固定資産評価審査委員会は、東京都都税条例（昭和25年東京都条例第56号）140条1項に基づき、東京都の特別区の区域に所在する固定資産の固定資産課税台帳に登録された価格（評価額）に関する不服を審査するために、知事から独立した第三者機関として設置された行政委員会である。

イ 本件対象公文書について

本件審査請求に係る開示請求は、「東京高等裁判所平成〇〇年（〇〇）第〇号〇〇事件平成〇〇年〇月〇日判決を不服として最高裁判所に上告受理申立てすることを決裁した文書、および、同上告受理申立て事件について裁判所から受けた内容が分かる文書一式（供覧文書等を含む。）」（以下「本件開示請求」という。）の開示を求めるものである。

実施機関は、本件開示請求に対し、「上告受理申立について（27東固評委第42号）」、「上告受理申立て通知書（平成27年10月7日付け）」及び「記録到着通知書（平成

27年12月17日付け)」(以下「本件対象公文書」という。)を特定し、別表に掲げる本件非開示情報1から3までを、同表に掲げる各非開示理由に基づき非開示とする一部開示決定を行った。

また、実施機関は、当審査会に提出した平成29年8月10日付理由説明書及び平成29年8月25日付補充理由説明書において、本件非開示情報1及び2について、それぞれ条例7条6号にも該当するとして、非開示理由の追加を行っている。

ウ 条例の定めについて

条例7条3号本文は、「法人(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの」を非開示情報として規定している。また、同号ただし書において、「イ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命又は健康を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報」、「ロ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報」、「ハ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある侵害から消費生活その他都民の生活を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであつても開示しなければならない旨規定している。

条例7条6号は、「都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、…当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

エ 本件非開示情報の非開示の妥当性について

(ア) 条例7条6号該当性について

審査会が本件非開示情報1から3までを見分したところ、本件非開示情報1には事件番号、判決言渡日、裁判所支部名称、裁判所書記官名、裁判所電話番号及びFAX番号、本件非開示情報2には本件訴訟の原告の住所、名称及び同代表者

同代表理事氏名、本件非開示情報 3 には本件家屋の名称、所在地、家屋番号、床面積、登録価格が記載されていることが確認できた。

審査会が、本件非開示情報 1 について検討したところ、裁判所が保有する司法行政文書については、平成27年 7 月 1 日から実施の「裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱」に基づき開示の申出が認められており、申出の対象となる裁判に関する情報としては、開廷表や予定表等の文書、データが該当するものと考えられ、当該申出により、何人であっても「事件番号」、「事件名」、「口頭弁論の日時」、「裁判官名」、「裁判種別」、「法廷場所」等の情報が得られることが想定される。

そこで、仮に本件非開示情報 1 を公にすることにより、司法行政文書の開示の申出によって得られた情報、判例集、インターネットに掲載されている情報等と照合することで、具体的な訴訟事件の特定性は格段に高まるものと解され、その結果、民事訴訟法91条 1 項に基づき受訴裁判所にある訴訟記録を閲覧することが可能となる。

実施機関の説明によれば、本件裁判において提出された主張書面や証拠等の訴訟記録には、原告の所有する家屋の名称、所在地、床面積、登録価格、税額、構造、竣工図等の情報が記載されており、これらの情報は、固定資産税の課税のために地方税法353条に規定する質問検査権を行使するなどの方法により納税者から収集した税務情報であるとのことである。

以上のことから、税務調査により収集した情報を公にすることにより、税務情報の秘匿性についての納税者の実施機関に対する信頼、ひいては納税者の税務行政に対する信頼を損ない、税務調査において任意の協力を得ることが困難となり、その結果として適正な固定資産の評価に必要である正確な情報を入手できなくなるなど、今後の課税徴収事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、本件非開示情報 1 は、条例 7 条 6 号に定める非開示情報に該当する。

また、本件非開示情報 2 及び 3 について、実施機関の説明によれば、本件非開示情報 2 は固定資産税を課税するための基本となる情報であって、税務調査により収集した本件非開示情報 3 と一体となって、「誰が、どのような財産を所有しているのか」という、通常、第三者は知り得ない税務情報を構成するものであると

のことである。

そこで審査会が、本件非開示情報2及び3について検討したところ、これらの情報のうち、各裁判所判決において言い渡された価格を除く情報については、税務情報を構成するものであり、公にすることにより、税務情報の秘匿性についての納税者の実施機関に対する信頼、ひいては納税者の税務行政に対する信頼を損ない、税務調査において任意の協力を得ることが困難となり、その結果として適正な固定資産の評価に必要である正確な情報を入手できなくなるなど、今後の課税徴収事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例7条6号に定める非開示情報に該当する。

なお、本件非開示情報3のうち、各裁判所判決において言い渡された価格は税務調査により収集した情報ではないため、条例7条6号には該当しない。

したがって、本件非開示情報1から3（各裁判所判決において言い渡された価格を除く部分）までは、条例7条6号に該当し、非開示が妥当である。

(イ) 条例7条3号該当性について

審査会が検討したところ、本件非開示情報1を公にすることにより、前記(ア)で述べたとおり民事訴訟法91条1項に基づき受訴裁判所にある訴訟記録を閲覧することが可能となる。したがって、これらの情報を公にすることにより、当該法人が原告であることや当該法人の内部情報ともいふべき所有財産に係る情報が明らかになるなど、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められることから、条例7条3号に定める非開示情報に該当する。

また、本件非開示情報2は固定資産税を課税するための基本となる情報であって、税務調査により収集した本件非開示情報3と一体となって、「誰が、どのような財産を所有しているのか」という、通常、第三者は知り得ない税務情報を構成するものであることから、これらの情報を公にすることにより、当該法人が原告であることや本件家屋の所有者であること及び当該法人の内部情報ともいふべき所有財産に係る情報が明らかになるなど、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められることから、条例7条3号に定める非開示情報に該当する。

したがって、本件非開示情報1から3までは、条例7条3号に該当し、その内

容及び性質から同号ただし書きのいずれにも該当しないことから、非開示が妥当である。

(ウ) 審査請求人の主張について

審査請求人は意見書において、「本件文書は民事訴訟法第91条の規定により公にされています」として、本件非開示情報1から3までは条例7条3号及び6号の非開示情報に該当することはないと主張する。確かに、民事訴訟法91条1項で、「何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる。」と定められているが、その一方で、裁判所での訴訟記録の閲覧については、訴訟記録の事件番号、当事者氏名等で閲覧を希望する訴訟記録を特定することが事実上要請されており、また、民事訴訟法92条で秘密保護のための閲覧等の制限について定められていることから、常に裁判所が訴訟記録の閲覧を無条件に容認するものではないと解される。

さらに、同法91条3項で、「当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、訴訟記録の謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は訴訟に関する事項の証明書の交付を請求することができる。」と定められており、当事者及び利害関係人以外の第三者については、訴訟記録の閲覧を請求できるに過ぎず、訴訟記録の謄写等が認められていない。

また、審査請求人は意見書において、「最高裁判所ホームページにおいて、東京高等裁判所平成〇〇年（〇〇）第〇号〇〇事件平成〇〇年〇月〇日判決が掲載されています。事件番号、判決言渡日（原審を含みます。）、登録価格等の情報を最高裁判所が開示しています。」と主張する。審査会が調査したところ、確かに、裁判所ウェブサイトの裁判例集に、本件訴訟に係る判決が掲載されていることが認められたが、そこで事件番号等が記載されていたとしても、原告名称は伏せて公表されるなど、掲載に当たっては、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれることがないように相当と認められる措置が執られている。

これらのことから、裁判の公正と司法権に対する国民の信頼を確保する要請に基づき、民事訴訟法に基づく閲覧制度等が設けられており、また、事件番号等が裁判所ウェブサイトの裁判例集等に掲載されていたとしても、このことをもって、

本件対象公文書に記載されている本件非開示情報1から3までが、条例に基づく情報公開の手続きにおいても公にされるべきものとは認められない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、浅田 登美子、神橋 一彦、塩入 みほも

別表

本件 非開示 情報	非開示部分	非開示理由及び非開示とする根拠規定
1	事件番号、判決言渡日、裁判所支部名称、裁判所書記官名、裁判所電話番号及びFAX番号	<p>公にすることにより、訴訟事件が特定され、裁判所において訴訟記録の閲覧が可能となり、その結果、当該法人が原告であることや当該法人が所有する財産に係る情報が明らかになるなど、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため（条例7条3号該当）</p> <p><u>公にすることにより、訴訟事件の特定がなされ、裁判所において訴訟記録の閲覧が可能となることから、結果として、当該訴訟記録に記載された税務調査により収集した情報を公にすることになる。税務調査により収集した情報を公にすることは、納税者の税務行政に対する信頼を損ない、税務調査において任意の協力が得られなくなるなど、今後の課税徴収事務の適正な遂行に支障を来すおそれがあると認められるため（条例7条6号該当）</u></p>

2	原告の住所、名称及び同 代表者同代表理事氏名	<p>公にすることにより、当該法人が本件家屋の所有者であることや原告として裁判で争っている事実が明らかになるなど、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため（条例7条3号該当）</p> <p><u>固定資産税を課税するための基本となる情報であって、税務調査により収集した「本件家屋の名称、所在地、家屋番号、床面積、登録価格」の情報と一体となって、「誰が、どのような財産を所有しているのか」という、通常、第三者は知り得ない税務情報を構成するものであるから、これを公にすることにより、納税者の税務行政に対する信頼を損ない、税務調査において任意の協力が得られなくなるなど、今後の課税徴収事務の適正な遂行に支障を来すおそれがあると認められるため（条例7条6号該当）</u></p>
3	本件家屋の名称、所在地、家屋番号、床面積、登録価格	<p>公にすることにより、その所有者たる法人が特定され、当該法人が所有する財産に係る情報が明らかになるなど、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため（条例7条3号該当）</p> <p>税務調査において収集したこれらの情報は、公にすることにより、納税者からの信頼損なわれ、税務調査において任意の協力を得ることができないなど、今後の課税徴収事務に支障をきたすおそれがあるため（条例7条6号該当）</p>

※下線部は、実施機関が、条例7条6号にも該当するとして非開示理由の追加を行った部分である。